

藤ノ木さんかく広場の取説

~ご自由に、でもちゃんと元に戻してね~

【試行版】

平成29年8月

藤ノ木さんかく広場の取説【試行版】

～ご自由に、でもちゃんと元に戻してね～

目次

1	藤ノ木さんかく広場の取説【試行版】について	1
2	藤ノ木さんかく広場の概要	3
(1)	藤ノ木さんかく広場の基本情報	3
3	藤ノ木さんかく広場で「行ってほしいこと」	5
4	イベント活動等実施の流れ	6
(1)	イベント活動等実施の流れ	6
(2)	その他必要な申請及び届出	7
5	イベント活動等における約束ごと	8
6	お問い合わせ	11

1 藤ノ木さんかく広場の取説【試行版】について

1.この度は藤ノ木さんかく広場を利用していただきありがとうございます。利用の前にこの藤ノ木さんかく広場の取説【試行版】をよく読んで正しく丁寧に利用してください。みんなで楽しく利用する広場なので、近隣住民の迷惑になるようなことはできません。ご了承ください。

予約が集中して利用できないこともあります。早めの計画と調整での利用をお願いします。

こんな広場ですがどうぞよろしく申し上げます。みんなの広場として大切にしてください。

藤ノ木さんかく広場の取説ができるまで ～ワクワクするアイデアが集結～

1 広場を知るための 歴史さんぽ！

藤ノ木さんかく広場周辺の歴史について、まちあるきをしながら勉強することで意外と歴史深い場所だと知ることができました。

2 みんなのアイデア を集結！

藤ノ木さんかく広場でこんなことしてみたいな、できたら面白いなと思うことを書き出し、意見交換・発表することでユニークなアイデアがたくさん出ました。

3 広場の楽しみ方・ 過ごし方を発表！

藤ノ木さんかく広場を使いたい人が自分の経験や知識、特技を生かした提案をしてくださり、実際に広場を活用するイメージが膨らみました。

4 藤ノ木さんかくひろば でのイベント！

イベント主催者の方々がイベントの現状や課題について発表してくれました。実際の企画を聞き、広場に必要なものが何かを考えました。

5 ひろばのルールについ て意見交換！

禁止事項が多いルールではなく、三角地のコンセプトやこんな風に利用してもらいたいという思いを込めた前向きな取説にするために意見交換を行いました。

6 藤ノ木さんかく広場の 取説を発表！

ひろばづくりワークショップで出た意見を集約し、藤ノ木さんかく広場が多くの人に使ってもらえるような取説をみんなで作り、発表しました。

2.藤ノ木さんかく広場は、イベント広場として新たな賑わいなどの拠点になる存在、そして、イベントがない日は、子どもが遊んだり、地域の方々がゆっくりと過ごせるスペースになっていくことを目指しています。

みんなで考え、みんなで創る。みんなで使い、みんなで楽しむ広場にするために、ワークショップを重ね、この取説の策定に至りました。

2 藤ノ木さんかく広場の概要

(1) 藤ノ木さんかく広場の基本情報



図：藤ノ木さんかく広場の位置

【愛 称】 藤ノ木さんかく広場（総面積：約500㎡）



図：藤ノ木さんかく広場 平面図

利用できる範囲は、平面図のうち「イベント広場(市有地)(新設)」と記載された斜線部分のみです。

「ポケットパーク(既設)」とある部分は道路であるため、イベント広場の範囲を超えて当該ポケットパークを一体的に利用したいときは、利用者が市道路管理課及び川西警察署に道路利用の許可を得る必要があります。

マンション側のフェンス使用につきましてはマンションの私物です。

3 藤ノ木さんかく広場で「行ってほしいこと」

市民の皆さんにとって、より良い広場となるために、以下に示されるルールを守って利用してください。

広場内で「行ってほしいこと」

広場や花、ものを大切に利用する
周辺の安全、近隣の住民の方や参加者に配慮し、自分たちを大切にする
いろんな人が楽しめるようなイベントをする
清潔に使用する（立つ鳥跡を濁さず）
川西だからできることをする

4 イベント活動等実施の流れ

(1) イベント活動等実施の流れ

申請をいただいたイベント活動等は、以下の流れで実施に至ります。活動を考えられている方は、下記までお問い合わせください。

1. 申請

お気軽にご相談ください！

- ・書類の書き方、空き状況、関係機関への申請・届出に関する相談
 - ・申請書類の提出
- (<http://www.kawanishi-machi.com/fujinokihiroba/>)



2. 準備

安全でスムーズな運営ができるよう準備しましょう！

- ・現地確認（安全対策、搬入出、設備などの確認）

3. 活動実施

- ・利用状況の記録
- ・当日の問い合わせへの対応
- ・清掃・原状回復後の写真撮影による報告
- ・設備類の返却

4. 実施結果の報告（原則開催後1週間以内）

- ・実施結果の提出（アンケート）

利用受付：川西市中心市街地活性化協議会 川西市小戸1丁目5-2 KSKビル5F

電話：072-744-7112

FAX：072-744-7113

メール：info@kawanishi-machi.com



(2) その他必要な申請及び届出

イベント活動等の内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。申請者は、活動の実施までに調整、届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下のとおりです。

イベント活動等の内容	申請・届出内容	関係機関	電話番号
食品を提供する活動 (商業活動とみなされる場合)	営業許可申請	伊丹健康福祉 事務所	072-785-7463
食品を提供する活動 (商業活動とみなされない場合)	臨時出店届	食品薬務衛生 課	
火気器具等を使用する 露店や屋台などの開設 (不特定多数の人が参加するイベント)	露店等の開設届出	川西市南 消防署	072-757-1194
交通渋滞など周辺道路へ影響 が考えられる活動	事前相談	川西警察署	072-755-0110

内容の詳細は、各関係機関にお問い合わせください。

5 イベント活動等における約束ごと

許可されたイベント活動等を行っていただく皆さんには、以下に示す項目を守ってください。

申請者の責務

イベントに関わる苦情などが出た場合は、申請者が責任を持って対応してください。イベント中に事故等が発生した場合は、申請者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害等に係る賠償責任は申請者の負担となります。

広場表面等を汚すおそれがある場合はブルーシートで養生するなどの対応をしてください。

車両の搬入を行う場合は、コンクリート等のパネルを敷くなどの対応をしてください。

広場の構造物や設備などに損傷・汚損が発生した場合には申請者の責務とし、弁償していただきます。

来場者や広場付近の通行者の安全等に十分な配慮をして利用してください。

申請者が持ち込んだ機材や備品等は、申請者の責任で管理してください。

申請者は、イベント終了後に、広場を原形に復旧する義務を負うものとします。

大規模なイベントの場合、必要に応じて仮設トイレの設置してください

利用可能日及び利用可能時間

原則として、年間を通して利用が可能です。ただし、広場施設の改修などにより利用できない場合は、この限りではありません。

広場の利用時間は原則 9 時～20 時までとします。ただし、その他の時間にイベントを実施する場合は、川西市中心市街地活性化協議会と協議をお願いします。

イベント準備については、原則 8 時からとし、撤収についても当日の 21 時までとします。

緊急時に備えた対応

緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。

緊急時の来場者の避難経路を確保しつつ利用を計画してください。

申請者は、イベント活動における事故、スタッフや来園者のけが等、万一の場合に備えて下さい（レクリエーション保険への加入など）。

周辺への駐停車・駐輪

○イベント実施中は、周囲の道路への車両の駐停車をしないように、注意の呼びかけをお願いします。

来場者に、公共交通機関利用の案内をお願いします。

交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベントを実施する場合は、事前に川西警察署へご相談をお願いします (P7 参照)。

駐輪方法にもご配慮ください。

警備

必要に応じてイベント実施時の来場者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください。

機材の搬出入時の安全性確保のため、必要な警備スタッフを適所に配置してください。

周辺施設への周知

イベント活動に伴う騒音や振動などの影響が考えられる場合は、必要に応じて周辺住民等へ、イベント開催の周知及び確認を行ってください。

会場清掃とごみの処理

イベント内容に応じては、利用区域に留まらず、広場全体及び周辺の清掃を行ってください。

清掃終了後、原状回復後の写真を撮影しておいてください。

イベント時に発生したごみ(固体、液体)については、申請者の責任で分別回収し、当日に持ち帰るものとします。

汚水を側溝に流さず、流し台下の排水溝の蓋を開けて流してください。

周辺住民等への影響に配慮し、イベントに係るごみは、外へ持ち出さず、利用区域内でごみを処理するよう、看板などにて来場者への案内を徹底してください。

食品の取扱い

○食品を提供するイベント活動を行う場合は、伊丹健康福祉事務所 食品薬務衛生課までご相談・必要手続きを行ってください(P7参照)。

火気の取扱い

火気器具等(コンロ、バーナー、ストーブ、発電機など)を使用する場合は、川西市南消防署までご相談・必要手続きを行ってください(P7参照)。

騒音

周辺施設への配慮をお願いいたします。

商業宣伝を行うために、拡声器を使用することはできません。

苦情などが発生した場合には、やむを得ずイベント中止などの対応を求める場合があります。

6 お問い合わせ

本ガイドラインの内容などのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お問い合わせ先

利用受付：川西市中心市街地活性化協議会 川西市小戸1丁目5-2 KSKビル5F

電話：072-744-7112

FAX：072-744-7113

メール：info@kawanishi-machi.com

著者：市民、近隣住民、イベント関係者、商業者、まちづくり会社、行政

